

第22期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・
ボールルーム

※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

お知らせ

株主総会にご出席の株主様へ
の「お土産」のご用意はござ
いません。

「スマート招集」のご案内



本招集通知は、パソコン・スマート
フォンでも主要なコンテンツを
ご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3252/>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権
行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点
から、株主総会当日のご来場につい
ては、ご自身の体調をお確かめのうえ、慎
重なご判断をお願い申し上げます。
議決権につきましては、書面またはイン
ターネット等による事前行使をご活用く
ださいようご推奨申し上げます。

地主株式会社

JINUSHI Co., Ltd.

証券コード 3252

株主の皆様へ

2022年1月10日付で社名を「地主株式会社」へ変更いたしました。

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜りまして厚く御礼を申し上げます。第22期定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及び関係者の皆様、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が、長期間にわたって継続されたことにより、依然として厳しい状況でありましたが、個人消費や企業収益などに持ち直しの動きもあり、一部に明るい兆しもみられました。不動産投資マーケット全体では、低金利等を背景に、不動産投資家の旺盛な投資マインドが継続したため、安定した市場を形成いたしました。

このような状況の中、当社は優良な不動産を所有する株式会社ツノダの発行済株式の全てを取得して子会社化するなど、JINUSHIビジネス用不動産の仕入を推し進めました。また、コロナ禍でもテナントの退店や賃料の減額などが発生していない長期安定収益を生み出すJINUSHIビジネスに対する評価が、金融機関や投資家を中心に高まっており、大手リース会社等へ販売用不動産の売却を行いました。

この結果、売上高は561億円、営業利益は54億円、経常利益は50億円、親会社株主に帰属する当期純利益は31億円となりました。

当社は、2022年1月10日付で社名を「地主株式会社」へ変更いたしました。自然災害やマーケットボラティリティに強く、長期にわたり安定的に収益を得ることができるJINUSHIビジネス商品へのニーズは根強く、底地マーケットはこれからも拡大していくものと考えております。社名を「地主株式会社」とすることで市場において事業モデルをより一層広め、次の20年に向けてグループ社員一同、心を新たに邁進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



2022年3月

代表取締役社長 松岡 哲也

証券コード 3252
2022年3月4日

株 主 各 位

大阪市中央区今橋四丁目1番1号
地 主 株 式 会 社
代表取締役社長 松 岡 哲 也

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使についてのご案内」（3頁～4頁）に従いまして、2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

- 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jinushi-jp.com>）に掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございますが、**新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使**をお願い申し上げます。

## 1 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

2022年3月24日（木曜日）午前10時開催

## 2 書面郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

2022年3月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで

## 3 インターネット等による議決権行使



インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、ご行使ください。

ご不明な点がございましたら、次頁「3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について」に記載の証券代行ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

2022年3月23日（水曜日）午後5時30分受付分まで

スマートフォンでの議決権行使は  
「スマート行使」をご利用ください

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りください。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

表紙のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきませうようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス (<https://www.web54.net>)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2022年3月23日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）となっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
(電話) 0120-652-031 (受付時間) 9:00~21:00

### 4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに必要な内部留保を考慮しながら、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は914,282,950円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役会は、その決議をもって、代表取締役会長1名を選定することができるものとし、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を機動的に定めることができるようにするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                             | 変 更 案                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第13条 (条文省略)                                                                     | 第1条～第13条 (現行どおり)                                                                                                        |
| (招集権者及び議長)                                                                          | (招集権者及び議長)                                                                                                              |
| 第14条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 | 第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> |
| 第15条～第16条 (条文省略)                                                                    | 第15条～第16条 (現行どおり)                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>代表取締役会長1名、代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第23条～第37条 (条文省略)</p>                                                                                                                                              | <p>第23条～第37条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                        |
| <p>附 則<br/>第1条 (条文省略)</p>                                                                                                                                            | <p>附 則<br/>第1条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                         | <p>第2条 <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>                           |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                         | <p>第3条 <u>本附則第2条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p>                                                                       |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                         | <p>第4条 <u>本附則第2条から本条までの規定は、施行日から6ヶ月を経過した日又は本附則第3条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>                                                                                   |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関として設立した「指名・報酬委員会」において審議した内容を受けて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                         | <p>まつおか てつや<br/>松岡 哲也<br/>(1961年7月10日生)</p> <p>再任</p> | <p>1986年4月 兼松都市開発株式会社入社<br/>2000年4月 当社設立<br/>代表取締役社長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>JINUSHI USA INC.代表取締役社長</p>                                                                                         | 6,185,300株 |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>松岡哲也氏は、当社の創業社長でありJINUSHIビジネスモデルの創設者であります。迅速で的確なバランス感覚のある経営判断により、当社を現在の規模まで導いてまいりました。今後も当社にとって不可欠なリーダーであると判断し、引き続き取締役として指名いたしました。</p>                                              |                                                       |                                                                                                                                                                                                    |            |
| 2                                                                                                                                                                                                         | <p>にしら ひろふみ<br/>西羅 弘文<br/>(1974年8月17日生)</p> <p>新任</p> | <p>1998年4月 兼松都市開発株式会社入社<br/>2000年10月 当社入社<br/>2005年6月 当社取締役開発営業部長<br/>2005年10月 当社取締役開発営業本部長<br/>2007年7月 当社常務取締役東京営業本部長<br/>2012年1月 当社常務取締役投資運用本部長<br/>2016年4月 地主アセットマネジメント株式会社<br/>代表取締役社長（現任）</p> | 367,500株   |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>西羅弘文氏は、不動産市場を熟知、高い営業手腕を見込まれ、2005年6月に取締役に就任。広く不動産市場に精通していること及び地主リートの創設と運用資産規模の拡大を評価し、次期代表取締役社長に相応しい人材として新たに取締役に指名いたしました。</p> <p>なお、2022年3月23日付で地主アセットマネジメント株式会社代表取締役社長を退任予定です。</p> |                                                       |                                                                                                                                                                                                    |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                              | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                              | まつもと かずや<br>松本 和也<br>(1965年7月24日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1989年4月 矢作建設工業株式会社入社<br>2012年10月 当社入社<br>2017年6月 当社名古屋営業本部 副本部長<br>(名古屋支店長)<br>2018年3月 当社名古屋営業本部長 (名古屋支店長)<br>2020年6月 当社取締役 名古屋営業本部長 (現任) | 15,000株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>松本和也氏は、2020年6月に取締役に就任。取締役名古屋営業本部長としてJINUSHIビジネスの拡大を推進し、名古屋圏の経験が豊富であること、人脈の広さを評価し、同氏のこれまでの実績及び識見から、引き続き取締役として適切な人材であると判断し、指名いたしました。</p> |                                                                                                                           |                                                                                                                                           |            |
| 4                                                                                                                                                              | ごとう しげお<br>後藤 茂夫<br>(1973年5月15日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  | 1997年4月 近鉄不動産株式会社入社<br>2005年2月 生駒シービーリチャードエリス株式会社入社 (現シービーアールイー株式会社)<br>2007年6月 オリックス株式会社入社<br>2016年2月 当社入社<br>2018年3月 当社大阪営業本部長 (現任)     | 一株         |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>後藤茂夫氏は、大阪営業本部長としてJINUSHIビジネスの拡大を推進し、関西地区の経験が豊富であること、人脈の広さを評価し、同氏のこれまでの実績及び識見から、当社の取締役として適切な人材であると判断し、新たに指名いたしました。</p>                  |                                                                                                                           |                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ておりません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。当該保険の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約期間は1年間であり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                                    | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>にしむら ひろゆき<br/>西村 浩之<br/>(1958年8月11日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> | <p>1983年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2008年10月 韓国外換銀行入行 大阪支店コンプライアンス・オフィサー</p> <p>2013年4月 同行日本地域統括コンプライアンス・オフィサー</p> <p>2015年9月 K E B ハナ 銀行 日本地域統括コンプライアンス・オフィサー</p> <p>2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p> | <p>－株</p>  |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>西村浩之氏は、金融機関においてコンプライアンス部門の責任者として培われた豊富な知識・経験等を有することから、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。また、同氏が選任され就任した場合は、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。</p> |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                    | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>しみず あきら<br/>清水 章<br/>(1957年11月10日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>   | <p>1981年4月 清水会計事務所入所(現任)</p> <p>1989年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>1993年8月 公認会計士登録</p> <p>2000年8月 株式会社フェイス社外監査役(現任)</p> <p>2000年10月 税理士登録</p> <p>2006年11月 当社監査役</p> <p>2016年7月 東銀座監査法人 社員(現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>東銀座監査法人 社員</p> <p>株式会社フェイス 社外監査役</p> | 18,500株    |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>清水 章氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上場企業の監査役を経験を活かし、また公認会計士及び税理士としての専門的な見地から職務を適切に遂行できる人物であり、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。また、同氏が選任され就任した場合は、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。</p> |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>たにぐち よしひろ<br/>谷口 嘉広<br/>(1946年7月30日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> | <p>1969年4月 倉敷紡績株式会社入社</p> <p>1993年3月 同社企画開発部長</p> <p>1996年4月 同社綿合織企画部長</p> <p>1998年11月 同社繊維製品部長</p> <p>2000年6月 同社常勤監査役</p> <p>2006年9月 株式会社アラミス監査役(現任)</p> <p>2010年6月 倉敷紡績株式会社常勤監査役退任</p> <p>2013年6月 当社監査役</p> <p>2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アラミス 監査役</p>            | 1,000株     |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>谷口嘉広氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言ができる人物であり、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。また、同氏が選任され就任した場合は、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。</p>                                         |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                            | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                              | しわけんすけ<br>志和謙祐<br>(1978年12月11日生)<br>再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 2006年10月 弁護士登録<br>北浜法律事務所・外国法共同事業入所<br>2014年1月 志和総合法律事務所開業 所長<br>2018年6月 当社取締役<br>2018年7月 弁護士、志和・高橋総合法律事務所(現任)<br>2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士、志和・高橋総合法律事務所 | 一株         |
| [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>志和謙祐氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知識・経験等を有することから、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。また、同氏が選任され就任した場合は、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。 |                                                         |                                                                                                                                                                              |            |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 西村浩之氏、清水 章氏、谷口嘉広氏及び志和謙祐氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 西村浩之氏、清水 章氏、谷口嘉広氏及び志和謙祐氏は当社との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。当該保険の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約期間は1年間であり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

## 【ご参考：株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス】

第3号及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

|      | 企業経営 | 営業・マーケティング | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス・監査 | サステナビリティ | 海外 |
|------|------|------------|-------|----------------|----------|----|
| 松岡哲也 | ○    | ○          |       | ○              | ○        | ○  |
| 西羅弘文 | ○    | ○          |       |                | ○        | ○  |
| 松本和也 | ○    | ○          |       |                | ○        |    |
| 後藤茂夫 | ○    | ○          |       |                | ○        |    |
| 西村浩之 |      |            | ○     | ○              |          | ○  |
| 清水 章 |      |            | ○     | ○              |          |    |
| 谷口嘉広 | ○    |            | ○     | ○              |          |    |
| 志和謙祐 |      |            |       | ○              |          |    |

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

当社は、2020年12月24日開催の臨時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、前連結会計年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しました。また、国内子会社の決算期も3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)と、比較対象となる前連結会計年度(2020年4月1日から2020年12月31日まで)の期間が異なるため、当連結会計年度の経営成績に関する前期比較の記載は省略しております。

なお、当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が、長期間にわたって継続されたことにより、依然として厳しい状況でありましたが、新型コロナウイルスワクチンの普及により個人消費や企業収益、経済活動などに持ち直しの動きもあり、一部に明るい兆しもみられました。

一方で、一部の国でロックダウンが実施されたほか、半導体や電子部品をはじめとする材料の供給が国際的にひっ迫し、物流も滞ったことで、全体としては先行きへの不透明感が未だ残る中で推移いたしました。

不動産及び不動産金融業界におきましては、一部の商業施設や宿泊施設においては引き続き収益が低迷し、オフィスの空室率も高い水準で推移したものの、不動産投資マーケット全体では、低金利等を背景に、投資家の旺盛な投資マインドが継続し、引き続き安定した市場を形成しております。

なお、当社が展開するJINUSHIビジネスのテナントは、スーパー、ホームセンター、ドラッグストアをはじめとした生活必需品を取扱う業種(物流を含む)で約8割を構成しており、このようなテナントは、コロナ禍でも概ね経営成績は好調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、昨年5月に優良な不動産を所有する株式会社ツノダの発行済株式の全てを取得して子会社化するなど、販売用不動産の仕



入を推し進めました。また、コロナ禍でもテナントの退店や賃料の減額などが発生していない長期安定収益を生み出すJINUSHIビジネスに対する評価が、金融機関や投資家を中心に高まり、販売用不動産の包括的な売買取引に係る枠を設定する基本協定書（以下、「包括的売買枠」といいます。）に基づき、大手リース会社等への売却が進みました。

財務戦略といたしましては、リーマンショックの教訓を活かし、借入金の返済期間は概ね5～30年超の長期借入金であり、開発案件にかかる借入金は財務制限条項が付いておらず、途中弁済（約定弁済を除く）も求められません。なお、当社グループにおける当連結会計年度末の現金及び預金残高（連結）は17,264百万円であり、常に積極的な土地の仕入活動を行うために、手元流動性を高めております。

また、JINUSHIビジネスによる不動産金融商品の一部を、自己資金の活用により、売却せずに保有することで、安定的な賃料収入を得る長期賃貸事業を拡大し、当連結会計年度末の固定資産（土地）残高（連結）は16,994百万円となりました。当社は独自の不動産投資手法「JINUSHIビジネス」により、追加投資がかからず、安定的な収益が長期にわたって見込める不動産金融商品を開発し、売却する、いわゆるフロービジネスによって大半の売上、利益を計上してまいりました。自然災害やマーケットボラティリティに強く、長期にわたり安定的に収益を得ることができる当社商品へのニーズは根強く、底地マーケットは更に拡大していくものと考えております。一方、将来の予期せぬマーケット環境の変動に備え、より安定した事業構造への変革を図る必要があると考え、保有する現預金を一部活用することで、JINUSHIビジネスによる不動産金融商品を長期保有し、安定的な収益の拡大により事業構造の安定化を推し進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は56,177百万円、営業利益は5,475百万円、経常利益は5,002百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,124百万円となりました。

当社は、地主アセットマネジメント株式会社及び地主プライベートリート投資法人（以下、「地主リート」といいます。）との間でスポンサーサポート契約を締結しており、地主リートのスポンサー会社であります。このスポンサーサポート契約に基づいて、地主リートへ2022年1月7日にJINUSHIビジネスによる不動産金融商品を3物件売却（売却価格4,915百万円）しております。

地主リートは、機関投資家を対象とした第6回目の増資で25物件を取得し、運用資産規模は1,515億円となりました。今後は中期で3,000億円以上の規模を目指してまいります。

当社の新しいブランディングといたしまして、2022年1月10日付で商号を「日本商業開発株式会社」から「地主株式会社」へ変更いたしました。テレビCMの制作及び放映、新聞広告を掲載するなど、引き続き市場において、自然災害やマーケットボラティリティに強く、長期にわたり安定的に収益を得ることができるJINUSHIビジネスをより一層広めてまいります。

(事業部門別売上高)

| 事業部門                    | 売上高(百万円) | 構成比(%) | 前連結会計年度増減比(%) |
|-------------------------|----------|--------|---------------|
| 不動産投資事業                 | 55,157   | 98.2   | -             |
| サブリース・賃貸借・<br>ファンドフィー事業 | 996      | 1.8    | -             |
| 企画・仲介事業                 | 23       | 0.0    | -             |
| 合計                      | 56,177   | 100.0  | -             |

②設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、実施した当社グループの設備投資の総額は13,373百万円であります。

その主な内容は、長期賃貸事業を推し進めるべく有形固定資産（土地）を新規取得したことによります。

③資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、販売用不動産や長期賃貸事業を目的とする有形固定資産を新規取得するために自己資金を戦略的に活用するとともに、資金の機動的かつ安定的な調達に資する金融機関5行とコミットメントライン契約10,000百万円、及び金融機関3行と借入枠設定契約29,600百万円をそれぞれ締結しております。これにより大口の不動産投資案件にも対応できるため、取得の幅を広げるとともに、また、取得への高い機動性を確保しております。

当連結会計年度におきましては、前連結会計年度に引き続き、金融機関や投資家を中心としたJINUSHIビジネスへの高い評価の裏付けとして、大手リース会社等への物件売却が進展しております。一方、取得も順調であることから、資金調達は好循環を継続しており、健全な財務基盤を維持しております。

この結果、当連結会計年度においては複数の有力金融機関から総額48,593百万円の借入を行ったことに加え、株式会社ツノダの連結子会社化があった一方で、総額45,743百万円の借入を返済しており、当期末における当社グループの借入金総額は49,730百万円と、前期末比6,541百万円の増加となりました。

引き続き、さらなる成長のための資金調達拡大に努めてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ①当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 19 期<br>(2019年3月期) | 第 20 期<br>(2020年3月期) | 第 21 期<br>(2020年12月期) | 第 22 期<br>(2021年12月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 39,834               | 74,187               | 29,886                | 56,177                |
| 経 常 利 益(百万円)             | 4,327                | 4,599                | 2,157                 | 5,002                 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 2,684                | 3,177                | 1,644                 | 3,124                 |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 149.30               | 174.59               | 89.94                 | 170.90                |
| 総 資 産(百万円)               | 99,597               | 75,054               | 71,220                | 86,337                |
| 純 資 産(百万円)               | 21,611               | 23,870               | 24,841                | 27,781                |
| 1株当たり純資産額(円)             | 1,196.94             | 1,305.43             | 1,358.52              | 1,519.30              |

- (注) 1. 当社は、2020年12月24日開催の臨時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる第21期は、当社及び国内子会社は2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間、12月決算の海外子会社は2020年1月1日から2020年12月31日までの12ヶ月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
3. 第22期の状況につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 19 期<br>(2019年3月期) | 第 20 期<br>(2020年3月期) | 第 21 期<br>(2020年12月期) | 第 22 期<br>(2021年12月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 35,868               | 72,827               | 29,427                | 45,446                |
| 経 常 利 益(百万円)   | 4,055                | 4,861                | 2,202                 | 4,335                 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,711                | 3,375                | 1,478                 | 2,835                 |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 150.78               | 185.46               | 80.87                 | 155.04                |
| 総 資 産(百万円)     | 88,762               | 67,545               | 63,153                | 78,121                |
| 純 資 産(百万円)     | 17,054               | 19,710               | 20,178                | 22,550                |
| 1株当たり純資産額(円)   | 944.31               | 1,077.92             | 1,103.53              | 1,233.25              |

- (注) 1. 当社は、2020年12月24日開催の臨時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる第21期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間とする変則的な決算となっております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容             |
|----------------------------|-----------|----------|---------------------|
| 地主アセットマネジメント株式会社           | 150百万円    | 100%     | 投資法人の資産の運用に係る業務     |
| JINUSHI USA INC.           | 5,500千\$  | 100%     | 不動産投資事業             |
| 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社       | 100百万円    | 100%     | 不動産投資事業、第二種金融商品取引業  |
| ニューリアルプロパティ株式会社            | 100百万円    | 100%     | 不動産事業、海外PFI事業       |
| クマガイオーストラリアファイナンスPTY.リミテッド | 5,352千A\$ | 100%     | 海外PFI事業及びこれらに関連する事業 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め、17社であります。
2. JINUSHI USA INC.は、2021年6月に5,000千\$の増資を行い、資本金を5,500千\$といたしました。
3. 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社は、2021年12月に90百万円の増資を行い、資本金を100百万円といたしました。

#### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は「JINUSHIビジネスを通じて安全な不動産金融商品を創り出し、世界の人々の資産を守る一翼を担う。」ことを経営理念として掲げ、安定的な収益が長期にわたって見込め、追加投資のかからない独自の不動産投資手法「JINUSHIビジネス」を基本戦略に事業を展開しております。また、不動産で資金を運用する機関投資家の皆様のニーズに応えることで社会に貢献し、結果として、高い成長と企業価値の向上を実現し、あらゆるステークホルダーの信頼を得られるよう邁進しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、足下では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、個人消費は減少し、一部の企業の経済活動が停滞をきたすなど、景気の先行きについては引き続き慎重な姿勢がみられます。

このような経営環境のもと、当社グループは引き続きJINUSHIビジネスを中心に新規販売用不動産の仕入に注力してまいります。今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う個人消費の顕著な例として、生活必需品を取扱う業種の業績は好調に推移したことを踏まえて、スーパー、ホームセンター、ドラッグストアや物流施設をテナントとして誘致し、底地マーケットの拡大を行ってまいります。

地主リートの資産規模につきましては、今後は中期で3,000億円以上の規模を目指してまいります。地主リートの資産規模拡大に合わせて、収受するアセットマネジメント報酬及びプロパティマネジメント報酬を増加させ、ストック収益の拡大を図ってまいります。

また、自己資金の活用により、JINUSHIビジネスによる不動産金融商品を長期保有し、安定的な賃料収入を得る長期賃貸事業を拡大させることにより、将来の予期せぬマーケット環境の変動に備えた安定した事業構造への変革を推し進めてまいります。

JINUSHIビジネスの海外（米国）展開につきましては、海外経済の動向に注視しながら、案件の仕入を推し進めてまいります。

財務戦略といたしましては、資金調達は、借入金につきましては従前より借入期間の長期化や財務制限条項を撤廃する等、金融市場の変動に備えた調達を行っており、引き続き強固な財務体質の構築を目指してまいります。また、大手リース会社との販売用不動産の包括的売買枠に基づき、機動的な物件売却によるバランスシートのマネジメントを継続してまいります。

当社は、2022年1月11日付で、株式会社東京証券取引所より公表されました新市場区分の選択結果のとおり、同年4月4日より「プライム市場」に移行することが決定いたしました。今後とも株主の皆様にご支援いただけますよう、コーポレートガバナンスの遵守に努め、中長期的かつ持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

配当政策につきましては、長期的かつ安定的な事業基盤の強化のために必要な内部留保の充実をはかるとともに、株主の皆様への利益還元を狙いとして、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、業績動向を踏まえた配当とすることも同様に重要と考えております。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、不動産投資事業、サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業、企画・仲介事業を行っており、各事業は以下のとおりであります。

| 事業セグメント名            | 事業内容                                                                                                                                             |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産投資事業             | 当社グループのビジネスモデルであるJINUSHIビジネスの手法により、当社が開発した不動産金融商品を地主リートや投資家等に売却する事業を行っております。                                                                     |
| サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業 | 当社グループが土地所有者から土地を借り受けて土地の借り手であるテナントに転貸するサブリース事業、当社保有の物件をテナントに賃貸する賃貸借事業及びファンド等からの不動産の運営管理であるプロパティマネジメント等を受託し、また投資法人の資産運用委託報酬を得るファンドフィー事業を行っております。 |
| 企画・仲介事業             | 当社グループ独自のノウハウをコンサルティングで提供する企画事業及び不動産の売買を仲介する仲介事業を行っております。                                                                                        |

#### (6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

##### ①当 社

本 社 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング4階  
東 京 支 店 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング13階  
名 古 屋 支 店 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 ミッドランドスクエア10階

##### ②子会社

地主アセットマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング13階  
JINUSHI USA INC. 米国 デラウェア州  
地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング13階  
ニューリアルプロパティ株式会社 福井県福井市西方一丁目3番18号  
(東京本社：東京都千代田区九段北四丁目2番22号)

## (7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ①当社グループの従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 74名  | —      |

### ②当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 45名  | 2名増    | 39.6歳 | 5.0年   |

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 12,542百万円 |
| 株式会社関西みらい銀行  | 6,620     |
| 株式会社みずほ銀行    | 6,184     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 3,333     |
| 株式会社徳島大正銀行   | 2,672     |
| 株式会社紀陽銀行     | 2,092     |
| 城北信用金庫       | 2,041     |
| 株式会社百五銀行     | 1,969     |
| 株式会社東京スター銀行  | 1,387     |
| 株式会社南都銀行     | 1,143     |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2022年1月10日付で商号を日本商業開発株式会社から地主株式会社へ変更いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 48,000,000株
- ②発行済株式の総数 18,285,800株 (自己株式141株を含む)
- ③株 主 数 18,529名
- ④大株主 (上位10位)

| 株 主 名                                             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------|------------|---------|
| 松 岡 哲 也                                           | 6,185,300株 | 33.82%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>( 信 託 口 )                   | 1,060,400  | 5.79    |
| 西 羅 弘 文                                           | 367,500    | 2.00    |
| 入 江 賢 治                                           | 262,100    | 1.43    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                               | 247,900    | 1.35    |
| 永 岡 幸 憲                                           | 200,000    | 1.09    |
| 株 式 会 社 ニ チ レ イ                                   | 156,000    | 0.85    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040                | 102,700    | 0.56    |
| 中 道 康 詞                                           | 100,000    | 0.54    |
| OLD WESTBURY SMALL AND<br>MID CAP STRATEGIES FUND | 86,800     | 0.47    |

(注) 持株比率は、自己株式 (141株) を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。



- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位               | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|------------------------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長                | 松 岡 哲 也 | JINUSHI USA INC. 代表取締役社長               |
| 専務取締役                  | 原 田 博 至 | 営業統括 東京営業本部長兼海外事業本部長                   |
| 取締役                    | 松 本 和 也 | 名古屋営業本部長                               |
| 取 締 役<br>常 勤 監 査 等 委 員 | 西 村 浩 之 |                                        |
| 取 締 役<br>監 査 等 委 員     | 清 水 章   | 公認会計士・税理士、東銀座監査法人 社員<br>株式会社フェイス 社外監査役 |
| 取 締 役<br>監 査 等 委 員     | 谷 口 嘉 広 | 株式会社アラミス 監査役                           |
| 取 締 役<br>監 査 等 委 員     | 志 和 謙 祐 | 弁護士、志和・高橋総合法律事務所                       |

- (注) 1. 2021年3月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役入江賢治氏は任期満了により退任しております。
2. 監査等委員である取締役の西村浩之、清水章、谷口嘉広及び志和謙祐の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村浩之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役の清水章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は監査等委員である取締役の西村浩之、清水章、谷口嘉広及び志和謙祐の各氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づき独立役員として届け出ております。
6. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、監査等委員である取締役の西村浩之、清水章、谷口嘉広及び志和謙祐の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## ②取締役の報酬等

| 区 分                        | 支給人員      | 支給額           |
|----------------------------|-----------|---------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>（-） | 302百万円<br>（-） |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4<br>（4）  | 33<br>（33）    |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 8<br>（4）  | 335<br>（33）   |

- (注) 1. 上記には、2021年3月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名（うち社外取締役0名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額800,000千円以内、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）です。
3. 2021年2月25日開催の取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当該決定方針は次のとおりです。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額については、任意の諮問委員会は設置していませんが、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、個別の報酬の額を取締役会で決定しています。具体的には、会社の業績と個人の業績を考慮し、業務執行という役割を踏まえた職責に応じた一定水準の確定報酬の年俸（等分し、月例固定報酬で支給）のみで構成され、短期の業績連動報酬（賞与）及び中長期の業績連動報酬（ストックオプション等）並びに退職慰労金はありません。各取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会であり、その取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬案をもとに、監査等委員である取締役も出席する取締役会で個別報酬額の策定経緯を説明し、監査等委員である取締役の提言も十分に尊重・協議したうえで各個別の報酬額を取締役会で決議しています。
4. 2021年11月26日開催の取締役会決議により、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。改訂後の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額については、委員の過半数が独立社外取締役となる指名・報酬委員会へ取締役会から諮問のうえ、その答申を十分に尊重・協議したうえで、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、個別の報酬の額を取締役会で決定します。具体的には、会社の業績と個人の業績を考慮し、業務執行という役割を踏まえた職責に応じた一定水準の確定報酬の年俸（等分し、月例固定報酬で支給）のみで構成され、短期の業績連動報酬（賞与）及び

中長期の業績連動報酬（ストックオプション等）並びに退職慰労金はありません。各取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会であり、その取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬案を指名・報酬委員会にて説明し、同委員会にて審議します。その後、代表取締役社長から取締役会で個別報酬額の策定経緯を説明し、指名・報酬委員会からの答申についても報告したうえで各個別の報酬額を取締役会で決議します。

5. 監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役（監査等委員会）で協議したうえで決定しております。具体的には、取締役の職務の執行を監督するという役割を踏まえた一定水準の確定報酬の年俸のみで構成され、世間水準等を考慮し、監査等委員である取締役（監査等委員会）で協議したうえで各個別の報酬額を決定しております。
6. 上記取締役につきまして、当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は全額を当社が負担しております。また、当該保険契約期間は1年間であります。

## ③社外役員に関する事項

## i. 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、前記「①取締役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

## ii. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                    |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>常勤監査等委員 | 西 村 浩 之 | 当事業年度開催の取締役会25回すべてに出席し、取締役常勤監査等委員として日頃より当社営業部門及び管理部門の現場を視察し、業務実態を把握したうえで改善を要請する立場から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 取 締 役<br>監査等委員   | 清 水 章   | 当事業年度開催の取締役会25回すべてに出席し、公認会計士及び税理士として専門的な見地から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                        |
| 取 締 役<br>監査等委員   | 谷 口 嘉 広 | 当事業年度開催の取締役会25回すべてに出席し、大手上場企業の常勤監査役として培った豊富な経験と見識のもと、議案・審議等について当社のコンプライアンス体制の構築・維持について率直な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。          |
| 取 締 役<br>監査等委員   | 志 和 謙 祐 | 当事業年度開催の取締役会25回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                         |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称 ひびき監査法人

##### ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                           | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 29百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるニューリアルプロパティ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の会計監査を受けております。

##### ③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 会社の体制及び方針

【1】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制システムがコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えています。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えています。

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社は、職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
  - ii. コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役に報告する。
  - iii. 社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。
  - iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 人事総務本部長は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。
    - ・株主総会議事録
    - ・取締役会議事録
    - ・計算書類
    - ・決裁申請書
    - ・その他経営上重要な文書
  - ii. 人事総務本部長は、前記 i. に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。
  - iii. 人事総務本部長は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。
  - ii. 社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。
  - iii. 社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。
  - iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
  - v. 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。
- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
  - ii. 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
    - a. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
    - b. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。
    - c. 各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
    - d. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。
    - e. 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
    - f. e. の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項  
関係会社運営規程その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。
- ⑥その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
  - ii. 重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。
  - iii. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。



- ⑦当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項
- i. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人、という。）を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査等委員である取締役の同意を得るものとする。
  - ii. 監査等委員である取締役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。
- ⑧補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査等委員である取締役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 補助使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員である取締役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。
  - ii. 当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員である取締役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。
- ⑨当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- i. 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。
  - ii. 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- 当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員である取締役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は監査等委員である取締役に対して報告することを徹底する。また、当社は、当社各本部長が定期的に当社監査等委員である取締役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の状況を報告する体制を整備する。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員である取締役に対して報告する体制を整備する。
- ⑪監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社グループの監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。また、内部通報規程においては、内部通報をしたことを理由として、内部通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨明記する。

⑫その他当社の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 代表取締役社長は、監査等委員である取締役からの要請に応じて監査等委員会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- ii. 取締役は、監査等委員である取締役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査等委員である取締役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- iii. 取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査等委員である取締役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査等委員である取締役への回付及び閲覧を要するものとし、監査等委員である取締役からの要請があるときは、十分説明するものとする。
- iv. 内部監査人は、監査等委員である取締役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査等委員である取締役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- v. 監査等委員である取締役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。
- vi. 監査等委員である取締役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。
- vii. 監査等委員である取締役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

⑭監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した場合は、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑮反社会的勢力を排除するための体制

- i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

- ii. 反社会的勢力排除体制の整備
  - a. 反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。
  - b. 本社人事総務本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。
  - c. 警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

## 【2】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適正な運用に努めています。特に当事業年度において重点的に実施した内部統制上重要な取り組みは以下のとおりです。

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的開催し、審議結果を取締役に報告しています。
  - ii. 当社は、役員を含む全社員が利用する社内イントラネット上に当社の定款をはじめ、全ての規程類を開示し、全社員が必要に応じてその内容を確認できる体制を構築しています。
  - iii. 当社は、法令違反やその他のコンプライアンス違反が行われ、あるいは行われようとする事実を発見した場合に、内部通報窓口として外部の弁護士事務所を設け、さらに当該内部通報窓口とは別個の、全社員が匿名で通報できる外部機関も設けています。
  - iv. 当社及び子会社は、関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、社内イントラネットを通じたメール機能により、その内容を全社員に通知し、必要と判断した場合は研修を実施するものとします。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 当社では、文書管理規程に基づき、業務文書について関連資料とともに適正に保管し、かつ管理しています。特に重要文書については部門ごとに指定された文書保存用キャビネットを使用するとともに、電子キーシステムによりキャビネットを施錠し、開錠時は専用のICカードを使用しないとキャビネットが開かない仕様になっており、ICカードも個人別に厳格に使用状況を管理しています。

- ii. 当社は、業務文書及びその関連資料について、文書管理規程の別表として設けている保存期間基準表に基づき、保管期間の超過したものや、保管の必要のない文書については溶解処分とするなど、情報漏えいの発生リスクを抑える体制を設けています。

③当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会計システムを用いて、月次でより迅速に管理会計をデータ化し、取締役会及び各取締役に報告しています。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- i. 当社の内部監査人が必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告しています。
- ii. 子会社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、当社の取締役会での報告事項とし、当社の取締役会でその内容を確認しています。
- iii. 当社の取締役又は使用人が子会社の取締役を兼務している場合、当該子会社において開催される、取締役会を含む重要会議に出席し、当該結果を当社取締役会及び取締役に報告しています。

⑤反社会的勢力を排除するための体制

当事業年度においても、引き続き、反社会的勢力を排除するための勉強会を全社的に（役員を含む全社員を対象に）実施し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、不当要求に対し断固として拒絶の意思を示すという基本的な考え方を徹底しています。

**連結貸借対照表**  
(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                |               |
|-----------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>60,002</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>13,999</b> |
| 現金及び預金          | 17,264        | 営業未払金                  | 112           |
| 営業未収金           | 205           | 短期借入金                  | 1,126         |
| 販売用不動産          | 41,995        | 1年内返済予定の長期借入金          | 5,903         |
| 前渡金             | 169           | 未払金                    | 506           |
| 前払費用            | 269           | 未払費用                   | 75            |
| その他             | 97            | リース負債                  | 32            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>26,335</b> | 未払法人税等                 | 3,753         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,488</b> | 未払消費税等                 | 53            |
| 建物及び構築物         | 364           | 預り金                    | 114           |
| 車両運搬具及び工具器具備品   | 54            | 前受金                    | 440           |
| 土地              | 16,994        | 前受収益                   | 126           |
| リース資産           | 75            | 1年内返還予定の預り保証金          | 1,751         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>225</b>    | その他                    | 2             |
| 商標権             | 3             | <b>固 定 負 債</b>         | <b>44,555</b> |
| その他             | 222           | 長期借入金                  | 42,700        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,621</b>  | 長期預り敷金保証金              | 619           |
| 投資有価証券          | 581           | リース負債                  | 49            |
| 関係会社株式          | 6,465         | 繰延税金負債                 | 1,000         |
| 関係会社出資金         | 1             | 債務履行引当金                | 110           |
| 出資金             | 676           | その他                    | 75            |
| 敷金及び保証金         | 623           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>58,555</b> |
| 長期前払費用          | 98            | <b>純 資 産 の 部</b>       | <b>28,009</b> |
| その他             | 262           | 株 主 資 本                | 3,048         |
| 貸倒引当金           | △88           | 資 本 金                  | 4,657         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>86,337</b> | 資 本 剰 余 金              | 20,302        |
|                 |               | 利 益 剰 余 金              | △0            |
|                 |               | 自 己 株 式                | △227          |
|                 |               | その他の包括利益累計額            | △38           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金           | △189          |
|                 |               | 為替換算調整勘定               |               |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>27,781</b> |
|                 |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>86,337</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額    |
|----------------------|--------|
| 売上高                  | 56,177 |
| 売上原価                 | 46,913 |
| 売上総利益                | 9,263  |
| 販売費及び一般管理費           | 3,788  |
| 営業利益                 | 5,475  |
| 営業外収益                |        |
| 受取利息                 | 0      |
| 受取配当金                | 0      |
| 有価証券利息               | 5      |
| 業務受託料                | 116    |
| 為替差益                 | 138    |
| その他                  | 23     |
| 営業外費用                |        |
| 支払利息                 | 457    |
| 資金調達費用               | 212    |
| 持分法による投資損失           | 83     |
| その他                  | 5      |
| 経常利益                 | 5,002  |
| 特別損失                 |        |
| 子会社整理損               | 73     |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益 | 4,928  |
| 匿名組合損益分配額            | 0      |
| 税金等調整前当期純利益          | 4,927  |
| 法人税、住民税及び事業税         | 4,006  |
| 法人税等調整額              | △2,203 |
| 当期純利益                | 3,124  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | 3,124  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 残<br>変                       | 高<br>動 | 及<br>事 | び<br>由 | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|------------------------------|--------|--------|--------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                              |        |        |        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                    |        |        |        | 3,048   | 4,657     | 17,634    | △0      | 25,341 |
| 当 期 変 動 額                    |        |        |        |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                  |        |        |        |         |           | △457      |         | △457   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |        |        |        |         |           | 3,124     |         | 3,124  |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |        |        |        |         |           |           |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                |        |        |        | -       | -         | 2,667     | -       | 2,667  |
| 当 期 末 残 高                    |        |        |        | 3,048   | 4,657     | 20,302    | △0      | 28,009 |

| 残<br>変                       | 高<br>動 | 及<br>事 | び<br>由 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                   | 純資産合計  |
|------------------------------|--------|--------|--------|-----------------------|--------------------|-------------------|--------|
|                              |        |        |        | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |
| 当 期 首 残 高                    |        |        |        | △32                   | △467               | △499              | 24,841 |
| 当 期 変 動 額                    |        |        |        |                       |                    |                   |        |
| 剰 余 金 の 配 当                  |        |        |        |                       |                    |                   | △457   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |        |        |        |                       |                    |                   | 3,124  |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |        |        |        | △5                    | 278                | 272               | 272    |
| 当 期 変 動 額 合 計                |        |        |        | △5                    | 278                | 272               | 2,940  |
| 当 期 末 残 高                    |        |        |        | △38                   | △189               | △227              | 27,781 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

17社

主要な連結子会社の名称

地主アセットマネジメント株式会社

JINUSHI USA INC.

地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社

ニューリアルプロパティ株式会社

クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY.リミテッド

クマガイ オーストラリア PTY.リミテッド

##### ② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の規模が小さく、連結計算書類に重要な影響を与えておりません。

##### ③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度において株式の取得により1社増加し、会社清算により2社減少しております。

(株式の取得により含めたもの)

株式会社ツノダ

(会社清算により除外したもの)

エヌアールピー ホールディングス コーポレーション

ケージー ランド ニューヨーク コーポレーション

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用関連会社の数

1社

##### ② 持分法適用関連会社の名称

トンネルホールディングスPTY.リミテッド

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ツノダの決算日は、6月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。



## (4) 会計方針に関する事項

## ①重要な資産の評価基準及び評価方法

## i. 有価証券

## その他有価証券

## 時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

## 時価のないもの

## ii. たな卸資産

## 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

## i. 有形固定資産

## (リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

|               |       |
|---------------|-------|
| 建物及び構築物       | 8～39年 |
| 車両運搬具及び工具器具備品 | 4～20年 |

## ii. 無形固定資産

## (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## iii. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## iv. 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

## ③重要な引当金の計上基準

## i. 貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ii. 債務履行引受引当金  
債務履行の引受けに伴い発生する費用の見積額を計上しております。

#### ④重要なヘッジ会計の方法

##### i. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たす借入金に係る金利スワップについては、特例処理を採用しており、振当処理の要件を満たす借入金に係る通貨スワップについては、振当処理を採用しております。

##### ii. ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ
- b. ヘッジ対象・・・借入金、借入金利息

##### iii. ヘッジ方針

金利スワップ取引、通貨スワップ取引はいずれも為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的取引は行わない方針としております。

##### iv. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引、通貨スワップ取引についてはヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

#### (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### i. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

##### ii. 繰延資産の処理方法

###### 株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

##### iii. 匿名組合損益分配額の会計処理

匿名組合出資者からの出資金受入れ時に「匿名組合出資預り金」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の出資者持分相当額については、税金等調整前当期純利益金額の直前の「匿名組合損益分配額」に計上するとともに同額を「匿名組合出資預り金」に加減しております。なお、「匿名組合出資預り金」は固定負債「その他」に含めて表示しております。

##### iv. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については2年間の定額法により償却を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 販売用不動産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 41,995百万円 |
| 評価損計上額 | 206百万円    |

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、販売用不動産について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。

正味売却価額の算定に当たっては、個別案件ごとの事業計画に基づき、販売見込額から見積り販売直接費等の見積追加コストを控除することにより見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、長期化せずに収束するものと仮定し、不動産販売市況については、底堅い需要が継続するものと見込んでおります。

なお、見積り及びその基礎となる仮定は、過去の経験及びその他の関連する要因等に基づいており、継続して見直しております。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保付債務

- ①担保に供している資産は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 35,419百万円 |
| 土地     | 750百万円    |
| 現金及び預金 | 984百万円    |

- ②担保付債務は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 1,126百万円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 5,603百万円  |
| 長期借入金         | 33,981百万円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 249百万円

### (3) コミットメントライン等

当社グループは、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関とコミットメントラインの契約及び借入枠設定契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

#### ①コミットメントライン契約

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 10,000百万円 |
| 借入実行残高       | 1,852百万円  |
| 差引額          | 8,148百万円  |

#### ②借入枠設定契約

|        |           |
|--------|-----------|
| 貸出枠の総額 | 29,600百万円 |
| 借入実行残高 | 13,130百万円 |
| 差引額    | 16,470百万円 |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|
| 普通株式  | 18,285,800株  |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

2021年3月25日開催の第21期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

| 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|--------|----------|-------------|------------|
| 457百万円 | 25円      | 2020年12月31日 | 2021年3月26日 |

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年3月24日開催予定の第22期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

| 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|--------|-------|----------|-------------|------------|
| 914百万円 | 利益剰余金 | 50円      | 2021年12月31日 | 2022年3月25日 |

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京圏その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。

賃貸等不動産は、新規取得により13,283百万円、保有目的の変更により、販売用不動産から有形固定資産へ750百万円を振替えたこと等により増加しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 16,978百万円

時価 20,910百万円

(注) 時価は、社外の鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期、長期ともに安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入によることを基本方針としております。デリバティブ取引は、借入金に係る通貨スワップ及び借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されています。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

賃借物件等において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されていますが、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署からの報告に基づき担当部署が月次で資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。なお、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されていますが、定期的に発行企業の財務状況等を把握しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照）。

|                | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額  |
|----------------|------------|-----------|------|
| ①現金及び預金        | 17,264百万円  | 17,264百万円 | －百万円 |
| ②営業未収入金        | 205        | 205       | －    |
| ③投資有価証券        |            |           |      |
| その他有価証券        | 549        | 549       | －    |
| 資産計            | 18,019     | 18,019    | －    |
| ①営業未払金         | 112        | 112       | －    |
| ②短期借入金         | 1,126      | 1,126     | －    |
| ③1年内返済予定の長期借入金 | 915        | 915       | －    |
| ④リース債務（*）      | 81         | 81        | △0   |
| ⑤未払法人税等        | 3,753      | 3,753     | －    |
| ⑥長期借入金         | 42,700     | 42,700    | －    |
| 負債計            | 48,689     | 48,688    | △0   |

（\*）リース債務は、リース債務（流動）とリース債務（固定）の合計金額であります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

①営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金のうち、固定金利によるものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。  
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## ④ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## ⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ⑥ 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。  
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

## ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

| ヘッジ会計の方法                           | 取引の種類                    | 主なヘッジ対象           | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|------------------------------------|--------------------------|-------------------|---------------|---------------------|-------------|
| 金利スワップの<br>一体処理<br>(振当処理・<br>特例処理) | 金利の交換を<br>含む通貨スワ<br>ップ取引 | 1年内返済予定<br>の長期借入金 | 4,988         | —                   | (注)         |
| 合計                                 |                          |                   | 4,988         | —                   | —           |

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該1年内返済予定の長期借入金の時価に含め記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

|                     | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------------|------------|
| ①投資有価証券 (*1)        |            |
| その他有価証券 非上場株式       | 32百万円      |
| ②関係会社株式 (*4)        | 6,465      |
| ③敷金及び保証金 (*2)       | 623        |
| ④1年内返還予定の預り保証金 (*3) | 1,751      |
| ⑤長期預り敷金保証金 (*3)     | 619        |
| ⑥1年内返済予定の長期借入金 (*4) | 4,988      |

(\*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。

(\*2) 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(\*3) 賃貸物件における賃借人から預託されている1年内返還予定の預り保証金及び長期預り敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(\*4) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,519円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 170円90銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### 重要な資産の担保提供

当社は、2022年2月4日に、以下の案件資産について、抵当権を設定しております。

#### (1) 重要な資産の担保提供理由

当該案件資産は、共同入札により取得(共有持分)したものであり、2021年12月末時点において、担保物となっておりませんでした。当初の予定どおり、その後共有物分割登記及び分筆登記が完了し、取引先金融機関へ担保提供するものであります。

#### (2) 担保提供物件(2021年12月末の帳簿価額)

土地 7,911百万円



- (3) 担保提供開始日  
2022年2月4日から

## 10. その他の注記

(保有目的の変更)

保有目的の変更により、販売用不動産から有形固定資産（土地）へ750百万円を振替えております。

(金額の表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                |               |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>51,389</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>12,517</b> |
| 現金及び預金             | 13,794        | 営業未払金                  | 98            |
| 営業未収入金             | 32            | 短期借入金                  | 1,126         |
| 販売用不動産             | 36,922        | 1年内返済予定の長期借入金          | 8,017         |
| 前渡金                | 169           | 未払金                    | 237           |
| 前払費用               | 248           | 未払費用                   | 57            |
| その他の               | 221           | リース債務                  | 31            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>26,732</b> | 未払法人税等                 | 1,218         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>17,416</b> | 未払消費税等                 | 15            |
| 建物                 | 320           | 預り金                    | 74            |
| 工具、器具及び備品          | 31            | 前受金                    | 85            |
| 土地                 | 16,994        | 前受収益                   | 102           |
| リース資産              | 69            | 1年内返還予定の預り保証金          | 1,452         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>54</b>     | <b>固 定 負 債</b>         | <b>43,053</b> |
| 商標権                | 3             | 長期借入金                  | 42,279        |
| ソフトウェア             | 51            | 長期預り敷金保証金              | 619           |
| その他の               | 0             | リース債務                  | 44            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>9,260</b>  | 債務履行引受引当金              | 110           |
| 投資有価証券             | 578           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>55,570</b> |
| 関係会社株式             | 5,160         | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| 関係会社出資金            | 230           | 株主資本                   | 22,589        |
| 出資                 | 505           | 資本金                    | 3,048         |
| 関係会社長期貸付金          | 2,038         | 資本剰余金                  | 3,026         |
| 敷金及び保証金            | 494           | 資本準備金                  | 3,026         |
| 長期前払費用             | 97            | 利益剰余金                  | 16,513        |
| 繰延税金資産             | 96            | その他利益剰余金               | 16,513        |
| その他の               | 57            | 繰越利益剰余金                | 16,513        |
| 貸倒引当金              | △0            | 自己株式                   | △0            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>78,121</b> | 評価・換算差額等               | △38           |
|                    |               | その他有価証券評価差額金           | △38           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>22,550</b> |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>78,121</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 45,446 |
| 売上原価         | 37,693 |
| 売上総利益        | 7,753  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,963  |
| 営業利益         | 4,790  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 16     |
| 受取配当金        | 0      |
| 有価証券利息       | 5      |
| 投資事業組合運用益    | 17     |
| 受取手数料        | 15     |
| 為替差益         | 27     |
| その他          | 3      |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 326    |
| 資金調達費用       | 210    |
| その他          | 4      |
| 経常利益         | 4,335  |
| 税引前当期純利益     | 4,335  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,569  |
| 法人税等調整額      | △68    |
| 当期純利益        | 2,835  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 残高及び<br>変動事由            | 株 主 資 本 |           |         |                     |         |       |             |
|-------------------------|---------|-----------|---------|---------------------|---------|-------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金           |         | 自 己 株 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |       |             |
| 当期首残高                   | 3,048   | 3,026     | 3,026   | 14,136              | 14,136  | △0    | 20,211      |
| 当期変動額                   |         |           |         |                     |         |       |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |         | △457                | △457    |       | △457        |
| 当期純利益                   |         |           |         | 2,835               | 2,835   |       | 2,835       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |         |                     |         |       |             |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | －       | 2,377               | 2,377   | －     | 2,377       |
| 当期末残高                   | 3,048   | 3,026     | 3,026   | 16,513              | 16,513  | △0    | 22,589      |

| 残高及び<br>変動事由            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期首残高                   | △32              | △32            | 20,178 |
| 当期変動額                   |                  |                |        |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △457   |
| 当期純利益                   |                  |                | 2,835  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △5               | △5             | △5     |
| 当期変動額合計                 | △5               | △5             | 2,371  |
| 当期末残高                   | △38              | △38            | 22,550 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ③たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 4～20年

##### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

i. 貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ii. 債務履行引受引当金

債務履行の引受けに伴い発生する費用の見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

②繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 34,969百万円 |
| 土地     | 750百万円    |
| 現金及び預金 | 85百万円     |

②担保付債務は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 1,126百万円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 603百万円    |
| 長期借入金         | 33,530百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 216百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 134百万円   |
| 短期金銭債務 | 7,139百万円 |
| 長期金銭債務 | 30百万円    |

## (4) コミットメントライン等

当社は、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関とコミットメントラインの契約及び借入枠設定契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

## ① コミットメントライン契約

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 10,000百万円 |
| 借入実行残高       | 1,852百万円  |
| 差引額          | 8,148百万円  |

## ② 借入枠設定契約

|        |           |
|--------|-----------|
| 貸出枠の総額 | 29,600百万円 |
| 借入実行残高 | 13,130百万円 |
| 差引額    | 16,470百万円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 営業取引以外の取引による取引高（収入分） | 141百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高（支出分） | 31百万円  |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 141株 |
|------|------|

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 借地権否認額    | 22百万円  |
| ゴルフ会員権評価損 | 6百万円   |
| 未払事業税     | 63百万円  |
| 販売用不動産評価減 | 63百万円  |
| 債務履行引受引当金 | 33百万円  |
| その他       | 67百万円  |
| 繰延税金資産小計  | 256百万円 |
| 評価性引当額    | 156百万円 |

繰延税金資産合計 99百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 2百万円

繰延税金負債合計 2百万円

繰延税金資産の純額 96百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名       | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容      | 取引金額<br>(百万円) | 科目                             | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------------|-------------------------------|-----------------|------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 子会社 | ニューリアルプロパティ株式会社      | (所有)<br>間接<br>100.0           | 資金の借入<br>従業員の出向 | 資金の借入      | 553           | 1年内返済<br>予定の長期<br>借入金<br>(注) 1 | 2,173         |
|     |                      |                               |                 | 利息の支払(注) 1 | 15            | 未払費用                           | 12            |
| 子会社 | 株式会社ツノダ              | (所有)<br>直接<br>100.0           | 資金の借入<br>役員の兼任  | 資金の借入      | 4,600         | 1年内返済<br>予定の長期<br>借入金<br>(注) 1 | 4,600         |
|     |                      |                               |                 | 利息の支払(注) 1 | 12            | 未払費用                           | 12            |
|     |                      |                               |                 | 増資の引受(注) 2 | 60            | -                              | -             |
| 子会社 | JINUSHI USA<br>INC.  | (所有)<br>直接<br>100.0           | 役員の兼任           | 増資の引受(注) 2 | 553           | -                              | -             |
| 子会社 | 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社 | (所有)<br>直接<br>100.0           | 従業員の出向          | 増資の引受(注) 2 | 90            | -                              | -             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 借入金利については、市場金利等を勘案して決定しております。

(注) 2. 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けております。

(2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,233円25銭  
(2) 1株当たり当期純利益 155円04銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

重要な資産の担保提供

当社は、2022年2月4日に、以下の案件資産について、抵当権を設定しております。



(1) 重要な資産の担保提供理由

当該案件資産は、共同入札により取得(共有持分)したものであり、2021年12月末時点において、担保物となっておりませんでした。当初の予定どおり、その後共有物分割登記及び分筆登記が完了し、取引先金融機関へ担保提供するものであります。

(2) 担保提供物件(2021年12月末の帳簿価額)

土地 7,911百万円

(3) 担保提供開始日

2022年2月4日から

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(保有目的の変更)

保有目的の変更により、販売用不動産から有形固定資産（土地）へ750百万円を振替えております。

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

地主株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東和宏  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松本勝幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、地主株式会社（旧社名 日本商業開発株式会社）の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地主株式会社（旧社名 日本商業開発株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

地主株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東和宏  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松本勝幸  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、地主株式会社（旧社名 日本商業開発株式会社）の2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、内部監査部門から子会社を含む監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

|         |        |
|---------|--------|
| 地主株式会社  | 監査等委員会 |
| 常勤監査等委員 | 西村浩之 ㊟ |
| (社外取締役) |        |
| 監査等委員   | 清水章 ㊟  |
| (社外取締役) |        |
| 監査等委員   | 谷口嘉広 ㊟ |
| (社外取締役) |        |
| 監査等委員   | 志和謙祐 ㊟ |
| (社外取締役) |        |

以上

# 株主総会会場 ご案内略図

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号

ザ・リッツ・カールトン大阪4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム

TEL.06-6343-7000 (代表)

お知らせ

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

## 最寄り駅のご案内

- |     |             |           |      |
|-----|-------------|-----------|------|
| J R | ●「大阪駅」      | 桜橋口より徒歩   | 約7分  |
|     | ●「北新地駅」     | 西改札口より徒歩  | 約7分  |
| 阪 神 | ●「大阪梅田駅」    | 西出口より徒歩   | 約5分  |
| 阪 急 | ●「大阪梅田駅」    | 中央改札口より徒歩 | 約15分 |
| 地下鉄 | ●四つ橋線「西梅田駅」 | 北改札口より    |      |
|     |             | 徒歩        | 約5分  |
|     | ●御堂筋線「梅田駅」  | 南改札口より    |      |
|     |             | 徒歩        | 約10分 |
|     | ●谷町線「東梅田駅」  | 北西改札口より   |      |
|     |             | 徒歩        | 約12分 |

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。



## NAVITIME

出発地から  
株主総会会場まで  
スマートフォンが  
ご案内します。



目的地入力  
は不要です!!

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄り駅からナビ誘導

## 地下通路のご案内



ガーデンアベニュー(地下通路)をご利用の方は、JR大阪駅桜橋口方面から、地下鉄西梅田駅を過ぎてさらに西進しますと、通路左手にホテル案内板「631」がありますので、案内に沿ってお越してください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

